【カンボジア】カンボジアにおける特許年金の支配遅延のペナルティについて

2024 年 11 月 6 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、カンボジアにおける特許等の年金納付に関するお知らせです。

カンボジアにおける特許、実用新案、植物品種登録の年金の支払いの遅れと満了後の権利回復措置について、2024 年 8 月 14 日、カンボジア工業科学技術革新省（MISTI）はワークショップを開催し、10 月 15 日より、年金の支払い延滞に対する新たな罰則が適用されることを発表しました。

出願人と登録所有者は、年金期間の開始前 6 カ月以内に各年金を支払う必要があります。この期限を守れなかった場合、12 カ月の年金期間中、1 日あたり USD 0.125（500 KHR（カンボジアリエル））の延滞料が適用されます。年金期間の最後の 6 カ月間は、この延滞料に USD 25 の回復料が加算されます。年金期間の終了までに料金が支払われない場合、付与された特許または特許出願は放棄され無効とみなされます。

詳しくは、下記のとおりです。
1）特許出願の有効性を維持するための年金の支払遅滞（6 ヵ月を超える場合）に対する罰金（1 日当たり計算）：USD 0.125（500 KHR）
2）実用新案登録出願の有効性を維持するための年金の支払遅滞（6 ヵ月を超える場合）に対する罰金（1 日当たり計算）：USD 0.125（500 KHR）
3）植物新品種の保護の有効性を維持するための年金の支払遅滞（6 ヵ月を超える場合）に対する罰金（1 日当たり計算）：USD 0.125（500 KHR）
4）工業意匠の更新料の支払い遅滞（6 ヵ月を超える場合）に対する罰金：USD 0.125（500 KHR）

情報元：MISTI ワークショップ、MISTI からの聴取（現時点でウェブサイトによる公表はありません）

情報公開日
2024 年 10 月 15 日

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。